幼保連携型認定こども園
子育てセンター
児童発達支援事業
にじいろ　そよかぜ

# 病後児保育　【わたぐも】　ご利用案内

令和４年４月１日

本事業は袋井市病児・病後児保育事業実施要綱に基づき実施されるものであり、以下の通りご利用に関するご案内を示したものです

１．対象者

（１）袋井市内又は袋井市と広域利用の協定を締結した市町に住所を有していること。

（２）生後６か月から小学校就学前までの間にある児童で、次の要件を満たすこと。

①病気の回復期にあり、医療機関による入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから、集団保育及び集団生活が困難であること。

②当該児童の保護者が次のいずれかに該当し、かつ、他に児童を養育する者がいないこと。

ア　勤務の都合で出勤せざるを得ない場合

イ　疾病又は出産で入院する場合

ウ　家族の疾病等によりその介護に従事する場合

エ　その他市長が特に必要があると認める場合

２．利用日数

一人の児童が事業を利用できる日数は、１回の利用につき連続して７日を限度とします。ただし児童の健康状態に関する医師の判断及び、保護者の状況により必要と認められる場合は、この限りではありません。

３．利用定員

一日につき２名まで

４．実施時間

事業の実施時間は、午前８時００分から午後５時３０分まで

５．休業日

（１）土曜日及び日曜日

（２）国民の祝日

（３）１２月２９日から翌年の１月３日まで

６．利用方法

（１）事業を利用しようとする方は、あらかじめ病児・病後児保育事業利用登録申込書（様式第１号）を当園に提出し、登録をする。

（２）登録が完了したら、施設の利用状況を確認する

（３）実際に利用する際は、医師から医師連絡票（様式第２号）の発行を受け、病児・病後児保育事業利用申込書（様式第３号）に医師連絡票を添えて提出する。

（４）利用の、申込みがあった場合は、児童の状態、医師連絡票、申込書の内容を確認し利用の可否を決定する。

７．利用できない場合

（１）利用児童が感染症の疾患を有し、他児童への感染のおそれがあるとき。

（２）定員を超え事業の体制維持が困難と判断したとき。

（３）その他、施設の管理、運営上支障があるとき。

８．利用の中止

（１）利用者が利用目的に反して事業を利用したとき。

（２）利用者が当園の指示に従わないとき。

（３）災害その他の理由により施設が利用できないとき。

９．利用料等

児童一人につき１日当たり、2,000 円

★「施設等利用給付認定２号・３号（新２号認定・新３号認定）」の認定を受けた方は、年度終了後お住まいの市区町村の担当窓口にて必要書類の手続きを行うことにより、市区町村が定めた一定額が償還払いとなります。

１０．職員体制

看護師１名

保育士１名

その他、ここに記載のない事項は、「袋井市病児・病後児保育事業実施要綱」に準じます。